

平成29年 1月13日

松山河川国道事務所 河川管理課

# 重信川・石手川を見守って

## ～平成29年度河川愛護モニターを募集します～

松山河川国道事務所では、日常生活で気づいた河川に関する情報を重信川出張所に伝えていただくとともに、河川愛護思想の普及・啓発活動を行っていただく「平成29年度 重信川・石手川河川愛護モニター」を募集します。

- 募集人数は、重信川と石手川の一部を9区間に区切り、1区間当たり1人です。
- 20歳以上で活動範囲の近隣（概ね5km以内）に居住し、月1回以上の定期報告をしていただくこと等が条件で、任期は原則として平成29年度の1年間です。
- 活動内容、活動区間、応募方法等の詳細は、下記問合せ先までお問い合わせいただくか、松山河川国道事務所のホームページをご覧ください。
- 応募の締め切りは平成29年2月28日（火）17時（必着）です。  
多数のご応募をお待ちしています。

なお、応募者多数の場合は、地域での活動経験、年齢、居住地域等を総合的に勘案して選考させていただきます。

選考結果については、3月下旬に採用者にのみ通知させていただきます。

また、4月上旬に松山河川国道事務所にて於いて委嘱式を予定しています。

※ 詳細については当事務所 HP (<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>) をご覧ください。

※ 本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1.南海トラフ地震を始めとする大規模地震災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に該当します。

【問い合わせ先】 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所

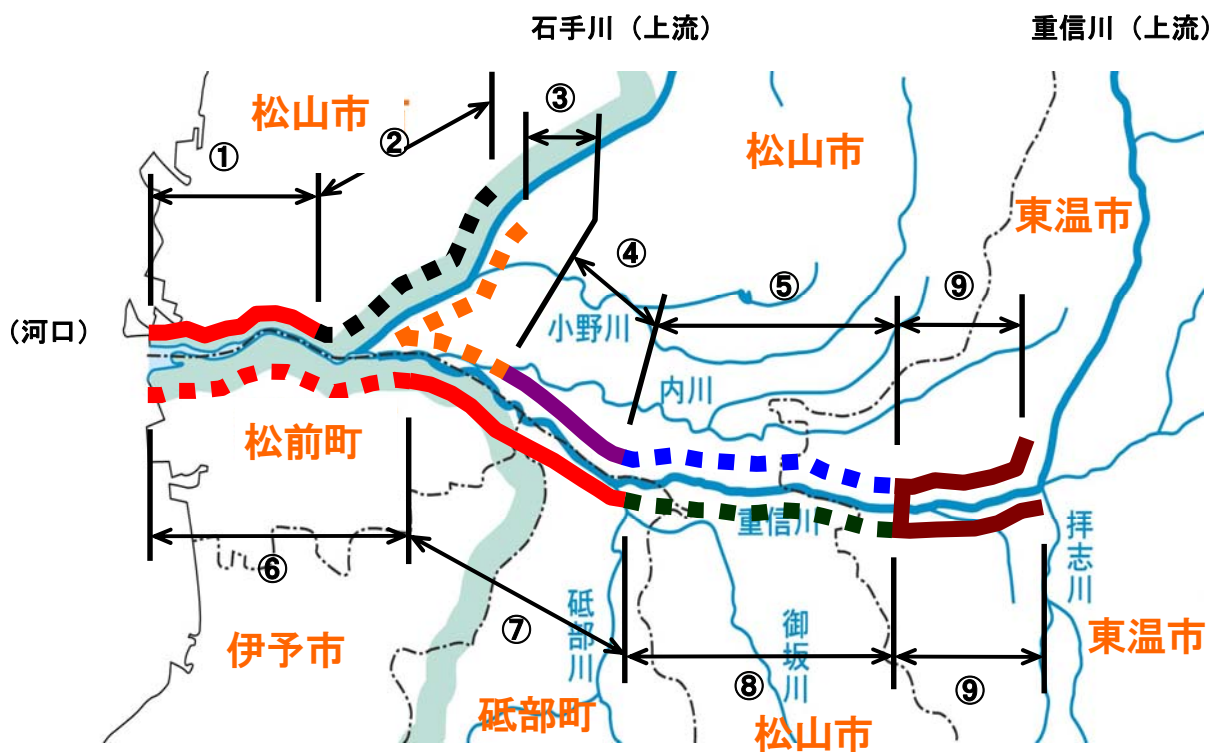
副所長(河川)	松下 越夫	TEL089-972-0034 (内線 204)
◎ 河川管理課長	竹田 紳治	TEL089-972-0034 (内線 331)
重信川出張所長	西岡 裕司	TEL089-958-8215 (内線 6121)

◎：主な問い合わせ先

## 《愛護モニタ一活動範囲区割り》

- |          |      |                   |
|----------|------|-------------------|
| ①重信川     | 右岸※  | 河口～出合大橋           |
| ②重信川・石手川 | 右岸   | 出合大橋～松山市和泉        |
| ③石手川     | 左岸   | 松山市朝生田町4丁目～重信川合流点 |
| 重信川      | 右岸   | 重信川合流点～中川原橋       |
| ④重信川     | 右岸   | 中川原橋～重信橋          |
| ⑤重信川     | 右岸   | 重信橋～上村大橋          |
| ⑥重信川     | 左岸   | 河口～自転車道出合橋        |
| ⑦重信川     | 左岸   | 自転車道出合橋～砥部川合流点    |
| ⑧重信川     | 左岸   | 砥部川合流点～上村大橋       |
| ⑨重信川     | 左・右岸 | 上村大橋～表川合流点        |

※河川の上流から下流へ向かって左・右岸と定義します



# 平成29年度 重信川・石手川河川愛護モニター応募要項

## 1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものです。（定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄等の不法行為者に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。）

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①近隣の方々から河川利用や河川の状況に関し、特段の要望を受けた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を発見した場合
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤河川管理者の招集によるモニター会議（意見交換会）への参加

また、上記の活動に加え、河川愛護月間中などには河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めて頂きます。（余暇時間等で対応出来る範囲です）

## 2. 応募資格

重信川及び石手川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を積極的に実行出来る満20歳以上の方で、重信川及び石手川の活動範囲の近隣に居住する方（重信川及び石手川よりおおむね5km程度）

## 3. 委嘱方法と任期

重信川・石手川河川愛護モニターは、松山河川国道事務所長より委嘱させていただきます。

任期は、原則として平成29年度の1年間です。

ただし、活動状況及びモニターの名称を利用して、不当行為を行った場合等には、事務所長の判断で途中解任する場合があります。

## 4. 募集人数

各活動範囲毎に1名

## 5. 手当

月額 2,800円

## 6. 選考方法

①所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢や居住地域等を総合的に勘案して選考させていただきます。

選考は、松山河川国道事務所（に設ける選考委員会）により実施致します。

②所要の人数の応募がない場合には、松山河川国道事務所長が選任します。

③選考結果については、3月下旬に採用者にのみ連絡致します。

## 7. 応募方法

下記の項目を記入し、官製はがき、封書、FAXまたは電子メールにて下記の必要事項を記載の上ご応募下さい。**応募の締め切りは、平成29年2月28日（火）17時必着**です。

※応募用紙の返却はできません。

- ①住所 ②氏名（フリガナ） ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥職業 ⑦所属する団体等があればその組織名と役職等 ⑧自治会等の地域と密着した活動経験⑨活動範囲の希望（第1希望、第2希望まで）
- ⑩200字程度で応募理由や重信川への意見・提言等をまとめたもの

応募先：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所  
〒791-1113 松山市森松町 454-47

TEL 089 (958) 8215 FAX 089 (958) 8225

E-mail : skr-matuya80@mlit.go.jp

# 河川愛護モニターの活動



事務所長より委嘱状を受け取ります。



河川の概要やモニター心得についての説明を聞きます。



普段のモニター活動に加えて、職員とともに安全利用点検等を行います。（年に2回程度）



途中で意見交換会を行いますので、参加して気付いたことを遠慮なく話し合ってください。（年に1回）

住 所			
氏名(ふりがな)			
年 齢			
性 別			
電話番号			
職 業			
所属する団体等あればその組織名と役職			
自治会等の地域と密着した活動経験			
活動範囲の希望	第1希望		第2希望
希望理由や重信川への意見・提言等(200字程度)			

応募先：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所  
〒791-1113 松山市森松町454-47  
TEL 089 (958) 8215 FAX 089 (958) 8225  
E-mail : skr-matuya80@mlit.go.jp